

## トライアングル 1000 の改正点について

平成 19 年 10 月 1 日より、信用保証協会の「責任共有制度」の導入にともないまして、小口連携保証の要領が改正されました。(新名称：トライアングル 1000)  
今回の改正で注意すべき点は、下記の 3 点があげられます。

- ① 保証対象者の変更
- ② 保証限度額の変更
- ③ 取扱い金融機関の追加

### 1、保証対象者・保証限度額の変更について

(1) 保証対象者は次の 2 つの条件に該当する先に分けられます。

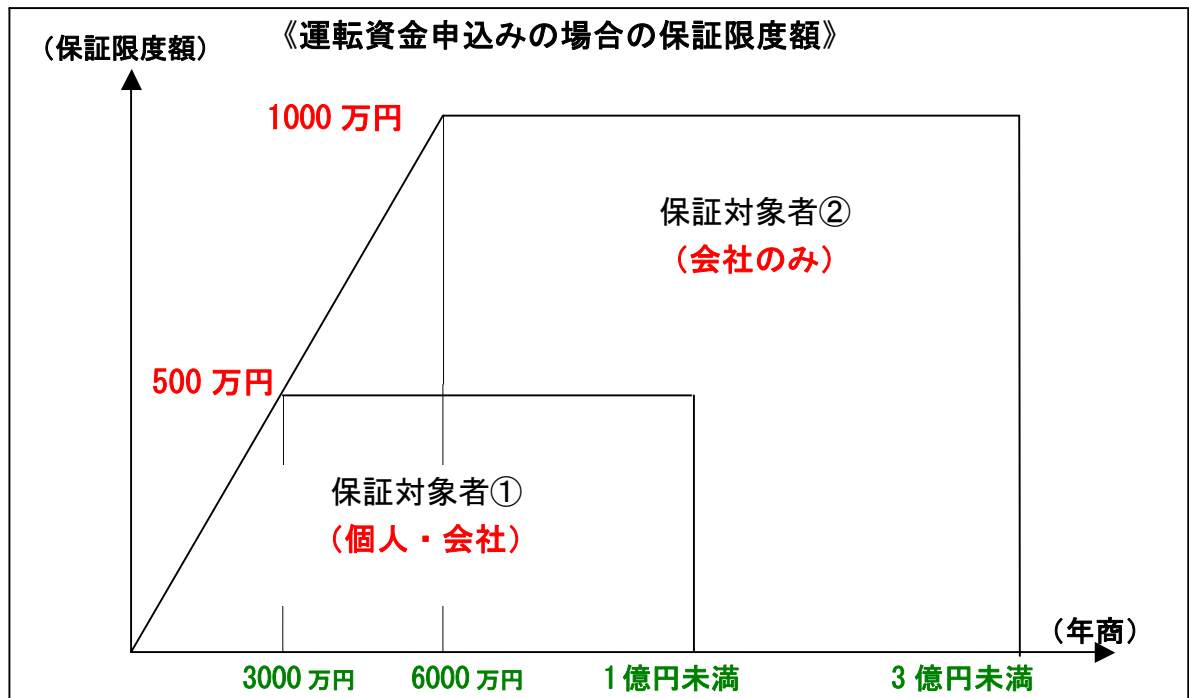
保証対象者①…直近決算において年商が 1 億円未満の会社・個人(確定申告先)  
※従来どおりの条件です。

保証対象者②…直近決算において年商が 3 億円未満の会社であり、「中小企業会計の指針に関するチェックリスト」の該当項目が確認済みのもので、この該当項目等についてはホームページの「チェックリスト確認の注意事項」に概要を説明しています。

(2) 保証限度額は、以下のようになります。

保証対象者	保証限度額
保証対象者①	500 万円以内 (※運転資金は別途)
保証対象者②	1000 万円以内 (※運転資金は別途)

※ 運転資金は上記保証対象者①、②とも次のように直近の月商 2 か月分が上限となります。



ア、500 万円を超え 1000 万円までの、融資申込みは、設備資金・運転資金とも会社のみ利用可  
で、チェックリストの提出が必要です。(年商 1 億円未満の会社でもチェックリストを添付すれば設備資金  
1000 万円まで申込み出来ます。運転資金については「イ」「ウ」を参照)

イ、運転資金の場合は、月商 2 か月分までが上限のため、直近の年商が 3000 万円超でないと、  
500 万円を超えて融資申込みできません。(ただし、500 万円超の運転資金の融資については会  
社のみ利用可で、チェックリストの添付が必要です)

ウ、1000 万円の運転資金の融資申込みの場合は、6000 万円超の年商であることが必要です。

エ、500 万円までの融資申込みは、従来のとおり、会社・個人事業所も運転資金・設備資金  
とも利用可能で、「チェックリスト」の提出も不要です。